

## 自治基本条例 一般規定項目※1に係る 東大和市の取り組み等※2の状況

※1 一般規定項目 → この資料においては「**多摩地域7市の自治基本条例の中で過半数(4市以上)に規定が見られた項目**」をいう。

※2 一般規定項目ごとに「法律の規定」や「市の取り組み状況」を概括的に集約したものであり、全ての状況を示すものではない。また、東大和市の取り組み実績については、平成24年度実績（平成24年度行政報告書から引用）である。

### ● 目的・原理・原則等

#### ① コミュニティ、地域・市民活動、市民活動等の保証・支援

- 市民活動等の保証・支援
  - ・ 自治会に対する補助 3,950,140 円  
自治会数：77（H24.04.01 現在）
    - 活動補助 : 72自治会、2,092,000 円
    - 集会施設維持管理補助：40施設、816,000 円
    - 集会施設汚水処理補助：22自治会、175,140 円
    - 集会施設補助 : 6自治会、288,000 円
    - 集会施設借地代金補助：2自治会、579,000 円
  - ・ 自治会長会議の開催

#### ② 市政運営の基本理念・基本方針

- 第二次基本構想（平成14～33年度の20年間）
  - ・ 【将来の都市像】 → 人と自然が調和した生活文化都市 東大和
  - ・ 将来の都市像を実現するための【基本目標】
    - \* 豊かな人間性と文化をはぐくむまち
    - \* 健康であたたかい心のかよいあうまち
    - \* 暮らしと産業が調和した活力あるまち
    - \* 環境にやさしく安全で快適なまち
    - \* 相互の理解と協力を支えられるまち
- 第四次基本計画（平成25～33年度の9年間）  
基本構想を実現するために、長期施策を体系化・計画化したもの
- 市長の所信表明、施政方針

## ● 各主体の責務等

### ③ 市民の責務・義務・役割

- 地方自治法（S22.04.17 法律第67号）
  - ・ 負担を分任する義務（第10条第2項）
    - 地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等の納付
- 東大和市市民憲章（S55.10.01 市制施行10周年を記念して制定）

東大和市は 多摩湖と狭山丘陵の美しい自然に恵まれ  
人間味あふれる明るいまちです  
わたくしたちは このまちの市民であることに誇りをもち  
未来への発展と向上を願い市民憲章を定めます

わたくしたちは

  - 1 たがいに手をつなぎ 市民としての責任をはたしましょう
  - 1 健康で働き 生活を楽しみ 明るい家庭をつくりましょう
  - 1 老人や子供に心をくばり みんなのしあわせを築きましょう
  - 1 自然を大切にし きまりを守り 住みよい郷土をつくりましょう
  - 1 まちの歴史に学び 好ましい伝統を育て子孫に引きつぎましょう
- 第二次基本構想

市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。
- 第四次基本計画における役割設定

### ④ 市長の役割、責務、宣誓

- 地方自治法
  - ・ 設置規定（第139条）

都道府県に知事、市町村に市長村長を置く
  - ・ 統括代表権（第147条）

長は、地方公共団体を統括し、これを代表する
  - ・ 事務執行権（第148・149条）

長は、地方公共団体の事務を管理し、これを執行する

    - 議案提出、予算調製・執行、税・分担金・手数料等の徴収、公の施設の設置・管理・廃止、等々

## ⑤ 市民の権利

- 地方自治法
  - ・ 属する普通地方公共団体の役務提供を等しく受ける権利（第10条第2項）  
→ 金銭的扶助、資金貸付け、公の施設の利用 等
  - ・ 選挙に参加する権利（第11条）  
→ 選挙権（日本国民・20歳以上・3月以上住民）  
被選挙権（議員→有選挙権25歳以上、知事→国民30歳以上、市長村長→国民25歳以上）
  - ・ 直接請求する権利（第13条、第74条、第75条ほか）  
→ 議会の解散請求、議員の解職請求、長の解職請求、副知事または副市長村長、選管・監査・公安・教育の各委員会委員の解職請求
  - ・ 住民投票（後述⑨）
  - ・ 住民監査請求（第242条）違法・不当な公金支出の監査・損害補填請求等
  - ・ 住民訴訟（第242条の2）上記監査結果に不服がある者の訴訟提起
- 第二次基本構想におけるまちづくりの基本施策
  - 例）豊かな人間性と文化をはぐくむまち  
市民が生涯にわたる学習活動を通して豊かな人生を送ることができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育等を充実し、共に生き共に学びあうことのできる社会を構築していきます…

## ⑥ 市議会の責務

--

## ⑦ 市議会の権限 役割 議会運営の基本原則

○ 地方自治法	
議決権（第96条）	条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等
選挙権（第97条）	議長・副議長、選挙管理委員 等々
同意権	長の所定期日前退職（第145条） 副市長等の選任（第162条）等
検査権、監査請求権	書類等の検閲（第98条） 事務監査を求め結果報告を請求（同）
調査権	事務に関する調査（第100条）
請願受理権（第124・125条）	
自律権	会議規則の制定（第120条） 等

## ● 住民参加・協働

### ⑧ 参加(参画)・協働の権利保障、配慮、推進、支援

- 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例  
(H17.03.31 施行)  
男女共同参画(男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を分かち合うこと)の推進に関し、基本理念を定め、東大和市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)について基本的事項を定めることにより男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。
  
- 第二次東大和市男女共同参画推進計画(H23年度~H32年度)
  - ・ 男女共同参画苦情等処理窓口の設置(市の施策が男女平等でないといった苦情や性別による差別を受けた場合の相談受付)→H24年度相談0
  - ・ 男女共同参画週間設定(H24.06.23~06.29)  
啓発パネル展示、映画上映会
  - ・ 男女共同参画川柳募集
  - ・ 男女共同参画推進月間の設定  
フォーラム開催、川柳展示
  - ・ 男女共同参画情報誌「はーもにい」発行→H25.02.15発行32,000部
  - ・ 男女共同参画推進審議会 年度内5回開催 報告書の作成等々

---

- 市民協働講演会の開催
  - ・ 平成25年2月9日(土)14:00~15:30  
市役所会議棟 第6・7・8会議室 参加者数:35人  
講師:新井政二(公益財団法人 あしたの日本を創る協会事務局長)  
テーマ「協働を考える~行政、住民、企業との協働~」
  
- ※ 平成26年度、新たに【東大和市民協働推進会議】を設置  
目的:東大和市における市民協働のまちづくりに係る各種施策の総合的な推進を図る。  
今年度は『**市民協働のあり方等に関する指針の策定**』が目標  
構成:子ども生活部長の他、関連業務を担う課長級12名の計13名

## ⑨ 住民投票

- 現行法上の住民投票
  - ・ 憲法（第95条）
    - 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところによりその地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。
  - ・ 地方自治法（第13条、第76～79条、第80～85条）
    - 選挙権を有する者の3分の1以上の連署を得て、【議会の解散】または【議員・長の解職】を求める請求があった場合は、選挙人の投票に付き、その結果、過半数の同意が有れば【解散】または【失職】する。
  - ・ 市町村の合併の特例に関する法律（第4・5条）
    - 一の合併関係市町村（合併請求市町村）への合併協議会設置請求
- この他の案件で住民投票を実施する場合は、その地方公共団体において、【住民投票条例】を制定すれば可能
  - 住民（選挙権有者の1/50以上連署要）、議員（議員定数の1/12以上賛成要）もしくは、地方公共団体の長が当該条例の制定を求められる。

## ⑩ 協働推進基盤整備(市民会議等の設置、運営)

※ 自治基本条例に関する市民懇談会がこれにあたるか？

## ⑪ 計画策定・条例制定・事業や施策実施の各過程への参加(参画)

- 東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則（H16.01.01 施行）  
東大和市情報公開条例（H15 条例第22号）第30条第2項の規定に基づき、附属機関等の会議は、原則公開。
- 各種審議会や協議会の委員選定に係る【市民公募制度】を積極的に導入
  - ・ 地域福祉審議会（H 7年頃～）
  - ・ 総合計画審議会（H12年頃～）
  - ・ 介護保険運営協議会（H14年頃～）
- 日頃、参加や発言する機会の少ない方にもきっかけとして頂くことを目的に新たに【無作為抽出手法】を用いて市民公募する手法を採用
  - ・ 自治基本条例に関する市民懇談会
  - ・ 行政評価における外部評価会議

## ● 適正・公平な行政運営

### ⑫ 情報公開

○ 東大和市情報公開条例を制定（H16.01.01 施行）

平成24年度の公開状況

（単位：件）

部局	公開 請求 件数	対象 文書 件数	公開状況（文書件数）				取下げ	不服 申立 件数
			全部 公開	部分 公開	非公開			
					うち 不存在			
①市長	30	171	117	40	14	4	1	0
②教育	4	24	13	11	0	0	0	0
③選管	0	0	0	0	0	0	0	0
④監査	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤農業	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥固定	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	34	195	130	51	14	4	1	0

### ⑬ 市の組織体制 組織編成 人材育成 能力開発

○ 東大和市組織条例の制定（S54.03.26 施行）

○ 職員研修、人事評価制度の導入

## ⑭ 行政評価 検証

○ 行政評価実施要綱を制定（H26.04.01 施行）

・ 事務事業評価の実施

平成16年度以降、拡大しながら継続的に実施し、定着を図ってきた。

実施年度	評価事業数	備考
（【試行】平成16年度）	（43課 46事業）	（試行）
平成18年度	44事業	各課1事業ずつ
平成19年度	107事業	各課3事業ずつを基本
平成20年度	142事業	各課5事業ずつを基本
平成21年度	136事業	3カ年で全事務事業を評価
平成22年度	129事業	
平成23年度	192事業	
平成24年度	419事業	単年度で全事務事業を評価
平成25年度	425事業	
累計（試行を除く）	延 1,594 事業	—

○ 外部評価実施要領を制定（H26.04.01 施行）

民間の視点や市民感覚を得ることにより、市が行う行政評価の実効性を高め、業務改善やコスト削減を図る際の参考とすることを目的

	平成24年度	平成25年度
対象事業の選定	各課抽出事業から2次評価会議（各部推薦主査職9名）が選定	
評価事業数	18事業	18事業
開催日数	5日間	5日間
会議の公開	非公開（傍聴なし）	
結果の公表	結果報告書を公表	

※ H26年度から施策評価を実施

## ⑮ 応答責任 意見・要望・苦情等への対応

○ 市長への手紙(136通 202件)、要望・陳情(632件)、市民ポスト(75件)

○ ホームページ問合せフォーム・電子メール（173通 183件）

○ 夕マティグ（市長と語ろう会）の開催

- ① 孤立を防ぐ地域づくり 延 72人参加
- ② 観光事業 延 54人参加

## ⑩ 個人情報の保護

○ 個人情報保護条例の制定  
平成24年度の処理状況 (単位：件)

部局	開示 請求 件数	対象 個人 情報 件数	開示状況（個人情報件数）				取下げ	不服 申立 件数
			全部 開示	部分 開示	非開示 うち 不存在			
①市長	3	3	2	1	0	0	0	0
②教育	5	76	60	15	1	0	0	0
③選管	0	0	0	0	0	0	0	0
④監査	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤農業	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥固定	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	79	62	16	1	0	0	0

## ⑪ 総合計画、基本構想、基本計画の位置付け等

- 東大和市議会の議決すべき事件を定める条例（H25.12.26 施行）  
第2条（基本構想の議決） 市長は、東大和市における総合的かつ計画的な  
行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとする  
ときは、議会の議決を経なければならない。

## ⑫ 情報共有

- 東大和市情報公開条例を制定（H16.01.01 施行）  
内容・実績は前葉のとおり

## ⑬ 説明責任 広報活動の充実

- 市報の発行 定期号24回 声の広報  
○ ホームページ  
○ メールマガジン、ツイッター、フェイスブック  
○ 広報掲示板（市内28か所）  
○ 情報交換箱（本庁舎1F市民ロビー） → 市民グループのチラシ等  
○ 防災行政無線（ミュージックチャイム、防災訓練お知らせ、緊急放送）  
○ テレホンカード、名刺、絵葉書等々の販売



## ⑳ 財政運営 出資

- 第4次行政改革大綱 及び 第4次行政改革大綱推進計画（H24～28年度）
- 実施計画（毎年度、翌年度以降の3ヵ年分の事業実施計画）
- 予算編成方針の策定

## ● 他団体との連携・協力

### ㉑ 他の自治体等との連携 災害時協力等

- 福島県喜多方市と友好都市協定の締結（H24.04.27）
- 友好都市・福島県喜多方市との災害時相互応援協定締結（H24.10.19）

### ㉒ 国、都県等との政府間関係

--